

厚木市営体育施設条例の一部を改正する条例（案）について

1 改正の趣旨

市営体育施設のうち、指定管理者制度を導入している東町スポーツセンター、及川球技場、猿ヶ島スポーツセンター及び南毛利スポーツセンターについては、「指定管理者制度導入に係る基本方針（以下「基本方針」という。）」に基づき、これまで非公募により、公益財団法人厚木市スポーツ協会を指定管理者として選定してきました。

令和7年12月に基本方針を改定し、非公募で指定管理者を選定することとしていた施設についても、他の地方公共団体の動向や民間事業者の意向等を総合的に判断し、民間ノウハウの活用によるサービス向上や競争性の確保など、これまでになかった事業環境が整ったことを確認できる場合は、制度の趣旨に基づき、公募により選定できることとされました。

基本方針の改定やこれまでの検討経過を踏まえ、市営体育施設の指定管理者制度導入施設についても、公募による指定管理者の選定が可能となるよう、条例の一部を改正するもののです。

2 検討経過

市営体育施設の指定管理者を公募により選定することについて、次のとおり府内外における検討を行い、公募の方向性が妥当であることを確認しました。また、現在、指定管理者制度を導入している4施設に直営の有料施設である玉川野球場を加えることで、更なる施設サービスの向上や他の施設とのスケールメリットが期待されることを確認しました。

時期	会議等	内容
令和7年1月	サウンディング調査	民間事業者6社を対象に実施
令和7年6月27日	PPP／PFI検討委員会	公募の検討を進めることについて
令和7年9月	再サウンディング調査	民間事業者7社を対象に実施
令和7年11月6日	PPP／PFI検討委員会	公募による選定の方向性について
令和7年11月21日	指定管理者選定評価委員会	公募による選定の方向性について

3 本条例の改正内容

条文	改正内容
第3条関係	施設の使用に当たり、市長の許可を必要とする施設から、厚木市営玉川野球場を除外し、指定管理者による管理等の対象施設とする。
第9条関係	指定管理者の選定に当たり、より幅広く法人その他の団体を募るため、「スポーツの普及及び振興を目的として設立された市内に活動の本拠となる事務所を有する」の文言を削除

4 施行日

令和9年4月1日

ただし、本条例による改正後の厚木市営体育施設条例を施行するために必要な準備行為は、本条例の施行前においても行うことができるよう附則を定めます。

5 その他

市民参加手続については、厚木市市民参加条例（平成24年厚木市条例第1号）第6条第7項第4号の規定に基づき省略します。